

ACSV MONTHLY LETTER

● ふるさと納税について

ふるさと納税とは自分が貢献したいと思う自治体への寄付金のこと、税金の控除とともに各地の特産品がもらえることから、ちょっとしたブームとなっています。税金の控除は以下の順序で計算されます。

区分	控除される税額
① 所得税	(寄付金総額-2,000円)×所得税率 ※1
② 住民税	(寄付金総額-2,000円)×10%
③ 住民税	(寄付金総額-2,000円)×(90%-所得税率) ※2

※1 所得税率は課税所得により5~40%。

※2 住民税所得割の10%が上限となります。

計算は複雑に感じますが、ある金額までは寄付金総額から2,000円を差し引いた金額が戻ってくる、こととなります。その「ある金額」は住民税所得割額によって、下表で概算できますので、ふるさと納税をする際の目安として下さい。

課税所得金額	寄付金総額	課税所得金額	寄付金総額
~195万円	所得割×11.76%+2千円	695~900	所得割×14.92%+2千円
195~330	所得割×12.50%+2千円	900~1800	所得割×17.54%+2千円
330~695	所得割×14.28%+2千円	1800~	所得割×20.00%+2千円

※ 住民税所得割額は、所得税の課税所得金額の約10%となります。

なお、ふるさと納税について税額の控除を受ける場合は、自治体からの寄付受領書を添付して所得税の確定申告をする必要があります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付(納期特例・下期分) 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【臨時休業・年末年始休業のお知らせ】

12月22日(月)~25日(木)は、臨時休業させていただきます。

また、年末は12月30日(火)まで、年始は1月5日(月)から営業予定です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。